

平成25年6月定例会 環境対策特別委員会（付託）

平成25年6月25日（火）

〔委員会の概要〕

児島委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件については、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

理事者において説明すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 生物多様性とくしま戦略（案）について（資料①②）

福井県民環境部長

1点御報告させていただきます。

お手元に配布しております資料を御覧ください。「生物多様性とくしま戦略（案）」についてでございます。資料1として戦略（案）の概要、資料2として戦略（案）をお配りしております。

資料1の概要で、御説明をさせていただきます。資料1の1ページを御覧ください。1の経緯でございます。生物多様性基本法の施行により、生物多様性地域戦略の策定が、県の努力義務として位置付けられております。国では、同基本法に基づきまして、生物多様性国家戦略の策定・改定を行っており、この平成24年9月28日の改定を反映させる形で、本県の戦略（案）を取りまとめました。

2の戦略（案）の骨子についてでございます。（1）策定の趣旨につきましては、美しく豊かな徳島の自然を生かしながら、生物多様性の恵みを保全し、その持続可能な利用を図るため、新たな戦略を策定するものであります。（2）戦略の期間は、本年度から29年度までの5年間としております。（3）長期展望でございますが、地域資源としての生物多様性を生かしたコンパクトな循環型社会の実現を目標に、川・海・汽水域、まち・里、奥山・里山の三つのエリアごとの将来像を見据えて推進することとしております。（4）戦略の方向性と目標・行動計画につきましては、本県固有の自然特性と生物の生息・生育環境の継承のほか、生態系サービスの活用や自然との共存、生物多様性と生態系を守って生かす社会の仕組作りの四つの方向性をもって推進してまいります。

2ページをお開きください。平成29年度までの目標として、14項目の目標を掲げまして、最下段にありますように55の行動計画により推進してまいりたいと考えております。

また、3ページから6ページにかけましては、四つの方向性により行動計画を分類・整理したものであります。なお、黒ポツの行動計画のうち、太字で記載されている12項目につきましては、次ページ7ページの重点施策と位置付け、プロジェクトとして推進するものでございます。

今後、本議会の御論議をいただくとともに、パブリックコメントを通じて、県民の皆様

方から広く御意見をちょうだいし、本年10月の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

児島委員長

以上で報告は終わりました。

それでは質疑に入りたいと思います。質疑をどうぞ。

庄野委員

今、部長さんのほうから、「生物多様性とくしま戦略（案）」の概要が報告されましたが、私どもの会派も、以前より生物多様性のとくしま戦略を作るべきであるということで、兵庫県とか埼玉県、千葉県などの先進地、もう既に戦略が策定されている所を調査しに行った経緯もございます。その後、生物多様性の重要性に鑑みて、私どもから、本会議でやっぱり戦略を早期に作るべきじゃないかと発言させていただいた経過がございます。

そこで、少しお聞きしたいんですけれども、戦略案もざっと読ませていただきました。県の現状から始まりまして、幅広くこの中に盛り込まれておって、御提言された徳島県民会議の方々にも敬意を表すわけでありましてけれども、何とか戦略を作って終わりというのでなしに、戦略があって、それをこれから県民の皆様方に生物多様性というものの重要性を理解してもらわなくてはいけないと思います。それにのっとなって、多様性の基盤の下に、我々いわば人類も生きていくんだ、いけるんだという認識をぜひ持ってもらうために、この戦略をバイブルとして、生かしていかなければいけないと思います。

そこで、私は教育啓発というものが不可欠だと思うんですけれども、先進地の千葉県とかで勉強したのは、学校の現場で、例えばビオトープ教育の推進でありますとか、生物多様性の体験学習の推進でありますとか、生物多様性の重要性を教えているということがございまして、私も環境の問題というのは、とにかく教育の場でいろいろと教えたり、現場へ行って自然環境の大切さを学んだり、そういうことが必要だろうと思います。そういう意味で、これをざっと見た限りではそこまで詳しく書かれてはないんですけれども、今後、学校のビオトープの推進等も含めて、きちんと学校での教育を進めていくんだということを、戦略の中にはっきりと明記してやっていくべきであると思いますけれども、いかがでしょうか。

村上自然環境室長

学校のビオトープの推進について御質問いただきました。本県におけますビオトープの保全創出に向けた取組につきましては、平成13年に、本県独自の考え方や推進方法等を指針としました「とくしまビオトープ・プラン」を策定して以来、県内各地で学校や地域づくりボランティアなど、県民の皆さんとの協働によりまして、具体的な取組が推進されてきたところでございます。

また、平成14年度からは、ビオトープへの取組につきましては、地域の合意形成や学校や企業での環境学習を効果的に進めることを目的としますビオトープアドバイザー派遣事業を実施しまして、ビオトープの保全に関する普及啓発を進めてきておるところでございます。

す。その結果、これまでに累計で52のビオトープが誕生しておりまして、うち20が小学校、中学校等におけます学校ビオトープでございます。

こうした取組を一過性のものとするのではないように、今後とも、引き続き地域の市町村、また教育委員会等とも情報共有を図りつつ、連携協働しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

環境保全を推進していく上で、やっぱりどうしても学校での教育が必要だということで、この環境対策特別委員会に、教育委員会も入っていただいたという経緯もでございます。現在、学校でのビオトープ教育、それから生物多様性の体験学習、そういうものはどういふふうな形になっておりますでしょうか。それと、今後、「生物多様性とくしま戦略」について、教育委員会としてもかなり大きな役割を果たしていかなければいけないと思っておりますけれども、そこらはどういうお考えを持たれておりますか。

前田学校政策課長

環境教育についてお尋ねでございますけれども、学校におきましては、まず義務教育の目標の中に、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神、並びに環境の保全に寄与する態度を養うということが、学校教育法上明記されてございます。それを受けまして、各小中学校におきましては、各教科、あるいは総合的な学習の時間の中で、社会科でございますとか理科でございますとかの中で、教科の目標を定めておるわけでございますけれども、その中で特に、小学校理科で申し上げれば、「野外に出かけ、地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度を育成するようにすること」と明記されてございます。これを受けまして、各学校におきましては、環境教育、これを教育目標に位置付けて、年間の指導計画を作成している状況でございます。

ビオトープにつきましては、県内の小中学校の幾つかに設置しているところでございますけれども、例えば小学校で申し上げますと、徳島市にある加茂南小学校でございますとか、中学校で申し上げますと、海陽町の宍喰中学校、それから高等学校にもございまして、今は吉野川高校でございますけれども、旧阿波農業高校においても学校ビオトープを施工してございます。先ほど、県民環境部からも答弁ございましたけれども、ビオトープアドバイザー派遣事業、こういったものも積極的に活用しながら、あるいは社会活動として、リサイクルという観点からも学校教育に取り組んでおるところでございまして、生態系の生物を大事にする心でございますとか、自然を大切にする心、こういったものを、学校教育の中で今後とも充実させていくとともに、知事部部局とも連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

庄野委員

ありがとうございます。やっぱり環境と言うと、小さいころから身近な環境から始まって、生物の多様性の部分も認識していくということが非常に重要なことであり、教育というのは本当に重要性を持つと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、29年度までの目標の12、生物多様性センター（仮称）というのを設置するということになっています。例えば千葉県でしたら、千葉県の生物多様性センターというのは、千葉県立中央博物館内に事務所を置くということで、県が推進する母体ですけれども、同時に、教育委員会、教育部局にも生物多様性センターを置いて、双方で推進していこうとなっております。本県も生物多様性センターを置いて、そこを基本にして推進されると思うんですけども、今のところ、センターを設置するのはどのような所に考えられているんでしょうかね。

村上自然環境室長

生物多様性センターについての御質問でございますが、委員の御指摘のとおり、生物多様性とくしま戦略の目標の12によって掲げられているところでございます。このセンターにつきましては、県、大学、研究機関、市民団体、企業等が協働して、生物多様性に関する情報の共有化と先進的研究を促進し、そのマネジメントを担うことにより戦略の推進に寄与することを目的としておりまして、戦略の核となる組織として期待されているものであります。

全国の自治体では、委員からも御紹介のありましたように、千葉県では県立博物館に、愛媛県におきましては県立衛生環境研究所の中に、名古屋市におきましては用途廃止になりました施設の中に生物多様性センターが設置されているということでございます。このような他県の状況も見ながら、本県におけるセンター設置につきましては、関係団体等の御意見を聞きながら、既存施設の有効活用や機能調査なども含め、いろいろな手法について検討していきたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

他の先進地、先行しておる県も参考にしながら、いろんな所と連携できるようなセンターに。例えば教育委員会もそうですけれども、大学とかNPOも含めて。環境は動いておりますから、何か問題があれば即座に対応しなければなりませんし、そういう意味では、このセンターは非常に重要な意味を持つ核となる施設でございますので、ぜひいろんな所と協議して、有効に機能するセンターにしていきたいと思っております。

それと、ユネスコで富士山が文化遺産に認定されましたけれども、ここでもやっぱりごみの問題とか、観光客が多く来て、し尿の問題でありますとか、そういうふうなことが言われております。四国、本県も知事が四国八十八カ所の遍路文化の暫定リスト入りを目指すとおっしゃっておりました。これはこれで、県全体、四国全体として進めていく必要があるかと思っておりますけれども、私が心配しているのは遍路道周辺のごみの不法投棄です。これが非常にひどい。今までも、NPOの方々とか県も含めて何回ごみを掃除しても、悪質な不法投棄が後を絶たないということから、何度も何度も県のほうも苦慮しておるわけでありまして。不法投棄対策と投棄をさせないモラルの向上対策は、学校教育でも家庭教育でもそうです。学校で、ごみを捨てたらあかんと言うのはもちろんのことですけれども、工夫して全県的なモラルの向上とごみの対策をしていかないといかんのです。そこらの現状と対策はどうなっておりますか。

藤川環境整備課長

ただいま庄野委員のほうから、遍路道の不法投棄対策についての質問を頂きました。四国霊場八十八カ所の遍路道につきましては、千年を超える歴史、また県内では延長280キロメートル、四国全体では1,400キロメートルございます巡礼の道でございます。このような歴史的また文化的な価値を持ちますこの遍路道におきまして、発生するごみの不法投棄につきましては、主として、委員おっしゃいましたように、人目につきにくい山間部で起こることが多いということで、せっかくの文化観光資源をだいなしにしている一要因となっていると認識いたしております。

これまで、この不法投棄対策といたしまして、環境監視員によります監視活動、また、防災ヘリコプターを活用し、警察とも連携しまして、空中監視をしております。休日夜間パトロールといったものを行政として実施をしているところでございます。それから、県民との協働という観点からは、県民のボランティアを募集いたしまして、不法投棄等撲滅リーダーということで登録をさせていただきまして、日常監視をしていただいているところでございます。

また、委員おっしゃいましたように、NPO法人とか、地元の環境団体とかの民間団体により、清掃活動も活発に行われているところでございます。それから、企業との連携ということで、特に不法投棄が行われやすい夜間とか早朝、あるいは山間部、そういった所、人目につきにくい時間帯や場所で事業活動を行っております企業団体と、不法投棄に関する通報協定も結んでおりまして、行政、県民、また企業と連携した形で対策を実施しておりますところでございます。さらに、平成22年度からは、四国が連携いたしまして、四国霊場八十八カ所遍路道の不法投棄に対しまして、四国八十八カ所遍路道清掃活動をいわゆるエコサポート事業と呼んでおりますけれども、これを4県が連携して実施しているところでございます。

このように、行政による対応だけではなくて、企業、団体、ボランティアと連携をいたしました対応を展開する中で、委員おっしゃいましたように、四国霊場の八十八カ所、また遍路道における不法投棄対策について、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

前田学校政策課長

環境教育の観点からの御質問でございますけれども、現在、県教委では学校版環境ISOという取組を平成16年度からしてございまして、昨年度から新学校版環境ISOということで、ごみ分別、リサイクル活動、これに継続的に取り組むとともに、地域に出向いて環境美化活動の体験活動を積極的に行うという取組をしておるところでございます。その中にありまして、ごみを減らすための取組ということで、この新学校版環境ISOを活用しているところでございますけれども、それからもう一つ、小学校におきましては、本県では、環境教育の副読本、「しらさぎさんと環境学習」というものの中にもごみを減らすにはどうしたらいいかというような具体的な実践事例というものを掲載して、小中学校で授業を展開しているという状況でございます。児童生徒の環境に対する意識の高揚というのは、大変重要な御指摘だと思っておりますので、今後とも学校教育において、その点を充実させていきたいと考えております。

庄野委員

分かりました。防犯カメラみたいな物が最近よく付けられてるんですけど、何回ごみを取っても捨てられる所に、防犯カメラとかの不法投棄防止カメラを設置するような計画はあるんでしょうか。それか、もう設置されている所があるんですか。

藤川環境整備課長

今委員がおっしゃいました防犯カメラは、網羅的には把握しておりませんが、設置されている所もあるというふうに伺っておりますし、今後、カメラの中でもいわゆるダミーカメラというのもございます。不法投棄が行われている箇所につきましては、より重点的に取り組むように、また市町村とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

庄野委員

分かりました。モラルの問題もあるんでしょうけれども、小さいころから、物を放ったり川にいろんな物を投げ込んだり、そんなことしたらいかんというのは当たり前なことなんですけれども、小さいころからそういう環境を愛する気持ちみたいなものを、教育も含め親御さんもそうですけれども、そうしたことを強める必要があるなと思います。

それと、家電リサイクル法があるんですけども、最近の例えば冷蔵庫、エアコン、テレビ、洗濯機などの不法投棄の状況はどうですか。回収にお金が掛かるんで、不法投棄が増えないかと心配しとったんですけれども。よく無料で回収しますと言ってやられてます。それを外国に不法に転売する目的で、無料で回収している業者がかなり出ておまして、それを問題視した国が家電リサイクル法を見直さないかんのでないかという議論が起こっておると思うんです。家電リサイクル法による家電製品の投棄状況、廃棄状況がもし分かれば、それと新しい家電リサイクル法の状況をどのように把握されておるのか、分かれば教えていただきたいと思います。

藤川環境整備課長

家電製品の不法投棄の現状について、庄野委員からの質問でございます。

この平成25年2月に、国から家電4品目の不法投棄状況というのが発表されました。これによりますと、推計値でございますけれども、全国で16万1,400台の不法投棄があったと報告をされております。前年度に比べまして、22.5パーセントの増加、対前年度比の増加率では過去最高であったと発表されております。家電4品目、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等でございますけれども、これにつきましては委員のおっしゃいました家電リサイクル法に基づきまして、製造業者によります再商品化が義務付けられているところでございますけれども、リサイクルの際に費用負担が要するというところで、不法投棄が後を絶たないという状況になっているところでございます。

平成23年度、県内の不法投棄の状況でございますけれども、テレビが480台、冷蔵庫が110台、洗濯機41台、エアコン4台ということで、合計635台となっております。特に、テレビの不法投棄が前年度に比べ大幅に増加しておりますけれども、これは平成23年7月ア

ナログ放送終了に伴いますテレビの買替えが大きく影響したものと考えております。全国と県内の比較でございますけれども、先ほど申し上げました全国の数字は人口1万人当たりで見ますと、全国は12.6台、徳島県のほうは、1万人当たり8.1台ということで約6割ほどの少なさであるという状況でございます。

それからもう1点の、委員のおっしゃいました小型家電リサイクル法の関係と思うんですけども、これにつきましても、海外に不法に輸出されている危険性もあるということで、環境省から廃棄物認定をより具体的にするという通知が出ておまして、これを市町村に周知いたしまして、この不用品回収業者による不適正処理が行われないように取組を進めているところでございます。以上でございます。

庄野委員

私も集めた物が一体どうなっているんだろうかと心配していたんですけど、法律は法律できちんとありますので、市町村とも協力してになるんですね。適正に処理がなされるように。また、そういうふうな物が間違っても遍路道とかいろんな河川とかに放られることがないように、放るということは犯罪ですから警察ともよく協力いただいて、パトロールの強化、県民への啓発も進めていただきたいと思います。終わります。

長尾委員

先ほど部長のほうから説明のあった「生物多様性とくしま戦略」の概要の中で、四つの方向性の説明がございました。その中で、①に、徳島県の約75パーセントを占める森林に恵まれ、囲まれた水の循環を守り生かすということで、県民の生活排水対策に向けた啓発支援、及び小規模事業場の排水対策への助言指導というのがございます。この生活排水対策というのは非常に大事なことだと思うわけでありまして。そこで、先日私は岐阜県へ視察に行っていました。その岐阜県の海津市という所で、合併浄化槽の保守点検の現場と清掃現場を視察してまいりまして、そういう業務をやっている傍らでその作業を見させていただいたり、その後、環境整備事業協同組合さんと岐阜県庁を訪問して、担当者と意見交換をしてきたところでございます。

その中で、法定検査である11条検査の実施率というのが、岐阜県は、宮城県の92.4パーセントに次いで86パーセントで2位ということでございます。徳島県は44.6パーセントということで、半分ぐらいなわけでありましてけれども、そういう中で、岐阜県の実績というのは大したものだなということを改めて実感させられたところでございます。例えば、こういう合併処理浄化槽保守点検記録票というのがあるんですけども、いろんなチェック項目がある中で、下には清掃への申し送り事項とか、法定検査への申し送り事項だとか、保守点検結果の判定とかですね。また、清掃からの申し送り事項とか、法定検査からの申し送り事項だとか、この三つの分野がお互い連携を取合いながらチェックをしておる。加えて、この情報は全て県及び市町村もパソコンで見られるようになっているということでございます。

それで、こっちは合併処理浄化槽清掃記録票と言うんですが、これにも同じように、保守点検からの申し送り事項とか、保守点検への申し送り事項、法定検査の欄とか、清掃結果への判定とか、それぞれがお互い連携を取る形になっているんです。例えば保守点検をや

っている所を見ましたらば、その作業に当たっている人は、毎1件40分ぐらい時間をかけて点検をする。それには大変な機材をもってやるわけでありまして。1日、移動時間も含めて8件が普通なわけですけれども、そういう中で、本県では、大変悪質と言え悪質なのか、1日100件というような業者もあると聞いております。岐阜県でいうきちっとしたのは8件。100件というのは、ほんまに目視だけしてもう終わりみたいな形で、それでもって保守点検終わったみたいな、そういうところも聞くわけでありまして。そういう中で、本当に作業に当たっている人は、大変なプライドとか専門意識というものを持ってやっておられる。そういうのを見させていただいたわけでありまして。

また、清掃現場でも、この清掃記録票を基にチェックしながら作業をしているんです。バキュームカーも行くんですが、通常のバキュームカーではなくて、汚泥濃縮車という更に高価な車ですけれども、いわゆる浄化槽の水と汚泥を全部一旦その濃縮車に吸い込んで、そこで汚泥だけ取って水はまた戻すと。通常の清掃は全部取っちゃい、そこをまた上水道からの水でいっぱいにするということでございますけれども。水不足が問題にされる中、岐阜県では汚泥濃縮車で汚泥だけ取って、濃縮して、水は戻す。その水というのは、既にちゃんとしたバクテリアとかそういうものが生きている水をそのまま戻すわけでありましてから、上水道水でそういう菌が更に発生することを待たずして、より効果的な生物によって水がきれいになる。岐阜県内の清掃業者全社が、そういう汚泥濃縮車を購入して、取り組んでいるという大変素晴らしい現場を体験させていただきました。

さらに、すごいなあと思ったのは、浄化槽がちゃんと機能しているかどうかというのは、ブローアーと言うんでしょうか、モーターで空気を送り込んで、微生物がきちっとした効果を発揮できるように。あれがもし止まれば、微生物が死んでしまうということで、あれが止まると警報器が作動すると。この警報器を条例でもって決めておって、それは業者が負担をするということのようで、県費には負担はないんですけれども。

岐阜県においては、そこまで清掃と保守点検と法定検査、そしてさらに県と市町村が情報の共有システムを作り上げている中で、水環境というものをきちっとやっている。そういう中で、本県も関係者の御努力によって標準契約書というのを作成して、最初は導入にはいろんなお声もあるかもしれませんが、だんだん関係者も理解をしていると聞いています。ぜひ本県もこういう清掃の関係のまとめ、法定保守点検の業界のまとめ。岐阜県の場合は関係者の努力によってそういうシステムが確立されたようでありますが、本県もぜひこういう情報の共有システムについて標準契約書を作成したことを契機に取り組むべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

三河水・環境課副課長

認証システムについてと思います。岐阜県では関係団体が中心となって、浄化槽の維持管理、清掃保守点検、法定検査の記録の共有化したシステムを作っているということで、これは県や市町村で閲覧して状況を確認ができる状況にあると聞いております。ただ、個人情報取り扱いとか、細心の注意をする必要がございますが、他方、各浄化槽の状況が把握でき、業者や設置者への指導も行いやすく、個別の浄化槽を管理する上では大変有用なシステムだと思っております。今後、岐阜県を初め、他県の先進的な事例を参照しながら浄化槽システムの在り方について研究していきたいと思っております。

それと、委員のおっしゃいました関係団体なんですけど、岐阜県においては、非常にまとまった団体であるということで、こういうシステムが構築できたというようなことでございますが、本県におきましては、ちょっといろいろな歴史があるのか、なかなか岐阜県のように全県一致でまとまっているというわけではございません。それで、岐阜県のように関係団体のまとまりが強かったらそういう事業の推進とか水環境汚水処理の対して非常に有用だろうと思うんですが、県といたしましては、浄化槽の関係、相互の連携ということで、徳島県の環境技術センターを初めとして、関係団体と協議して、少しでも県が中心となって取り組んで、まとまっていけるように進めていきたいと考えております。以上でございます。

長尾委員

おっしゃるとおりで、県内のそういう状況は、過去の歴史経過もあると思います。だから、岐阜県のように直ちにはいかないと思いますが、県が調整の努力をしていただきたいと思っております。

それで、阪神大震災前後、3.11前後ということで意識は大分変わってきていると思うんです。例えば、阪神大震災後、若しくは3.11後、清掃業者のいわゆる無償団体救援協定締結。ああいう3.11の被害を受けた仙台では、がれきというのは目に見えるけれども、汚泥というのはなかなか目に見えない。けれども、被災後の避難所での生活や被災後の生活の中で、汚水処理というのは大変大きな問題です。知事もカウンターパートで宮城県へ行った時に、村井宮城県知事から、「テレビでは分からないものがある、それは匂いだ」という指摘をされたということでもありますけれども、流域下水道が空港の横で破壊され、なかなか流域下水道の復旧というのが難しい中で、例えば避難所や市内やそんなところで汚泥、し尿、そういうのをどうやって処理したのか。結局は、宮城県内で処理できないで、隣県へお願いをして処理をする。行政が調節能力がなくて、民間から直接他県までお願いをしなくちゃいけない、そういう状況もあったわけでございます。

清掃については、御承知のとおり、例えば県内で言えば、海部郡なら海部郡、阿南市なら阿南市、小松島市なら小松島市、それぞれ市町村が契約をした業者しか、そこでの行為はできない。しかし、もし海部や阿南や小松島市の清掃業者がやられたら、他の所が行かないとそれはできないわけ。仮設のトイレのそういうし尿の処理だとか回収だとか、そういったこともできないわけでもあります。今は、県と環境技術センターは災害協定を結んでいるけれども、肝心の清掃業者と県は災害協定が結ばれていない。今、この清掃業者との無償団体救援協定締結の状況についてお聞きをすると、ほとんどの県はできているわけですが、未締結が北海道と山梨と鳥取と福岡。高知は間もなく締結されると聞いているわけでもあります。ところが、県内は清掃団体が大きく二つあって、なかなかその一本化というのが難しい。

しかし、今御答弁があったように、一本化を目指していかなくちゃいけないと思うけれども。直ちには一本化はできなくても、少なくとも3.11や、南海トラフの巨大地震を想定すれば、私は生活をする上において最も大事な問題として、県が二つの組合を調整して、まずは災害協定を結び、そして、将来的には先ほどの認証システムへ移行していくような、そういう流れを作るべきだと思うわけです。

その中で、まず清掃業者との救援協定ですね。法定検査というのは協定を結んでいけるけれども、要は、もしやられた場合の避難所やいろんな所でそういう清掃行為が行われることを、やはり県が市町村ともきちっと話し合い、建設業者とも話し合い、いざという時の態勢を作り上げていくことが大事だとこのように思うわけですが、いかがでしょうか。

三河水・環境課副課長

災害時のし尿処理に関する協定の話と思われまます。本県では、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、平成22年11月に災害時における浄化槽の復旧支援ということと、仮設トイレについては、徳島県環境技術センターと協定を締結しております。この協定は単に避難所にトイレを配給することだけでございまして、委員のおっしゃられたとおり、し尿処理の収集運搬については、まだ締結されておられません。仮設トイレの確保だけでは、当然、公衆衛生面での確保は困難でありますことから、災害時のし尿の収集運搬については、支援体制の取決めは極めて重要なものと考えております。

協定の締結については、合意形成が図られるよう環境技術センターを初め、関係団体と協議して県が中心となって取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

長尾委員

これは大変な努力が要るかと思えますけれども、やはり大義、3.11のことや阪神大震災、その教訓を生かさなくてはいけないし、また来たるべき南海地震、巨大地震によることを想定しますと、やはりこのことは非常に大事で、一日も早く安心できるような体制を、いざというときの生活環境を守るという意味において、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

それと、先ほどの法定検査はもう従来より、地元新聞の声の欄、読者の手紙等でもいろんな御意見が交わされている。本来はこういう事業というのは市町村の事業で、公共下水道がある所は当然下水道というのは清掃と保守点検と法定検査の三つを、市、町という公がやる。しかし、公共下水道のない所は、合併浄化槽で清掃と保守点検と法定検査、これが三つそれぞれになっているという中で、それぞれが料金を徴収する、頂く。下水道は一括で頂く。三つ分けて取られると何かたくさん取られているという感も受ける。果たして法定検査を受けるのは必要なのか、受けなくていいんじゃないのと、こういうような変な世論も起きてくる。

それは、十分にこのシステムが理解されていないことによるものと思えますが、問題は、本来公共下水道のみが公であって、合併浄化槽は個人のものという意識が変な形である。これは公共下水道と同じだ。浄化槽も基本的には市町村がきちっとしなくちゃいけない。本来ならば、清掃、保守点検、法定検査、これを浄化槽についてもやるべきだ。それはある意味、民間に3社に分けてやってもらう、と言っても過言ではない。

そういう中で、この法定検査というものについての率が、先ほど申しあげましたように、高い所は九十何パーセント、本県は44.6パーセントといった中で、したほうがいいのか、せんでもいいのか。従来より指摘されているいわゆる不公平感を解消することが大事だという意味において、お聞きをすると、水を採る人で採水員という指定採水員制度というも

のを導入している県が、全国で14県。これを行っている所が法定検査受検率も高くなっている。中でも新潟県では70.2パーセント、本県が44.6パーセントでございますから、随分と差があるわけでありまして。採水員制度というのは、保守点検業者の中に管理士という方がおられて、この管理士という方をよりレベルアップして、法定検査の機関からきちっと講習を受けて、新たに資格を持った人を指定採水員とし、保守点検の際にお宅に対して、水の状況とかをきちっと説明して、法定検査を受けることの必要性といったもののお話もできる資格で、そういった制度を全国14県が既に実施をして、その効果も上がっていると聞いているわけでありまして。これによって、私は遅れている本県の率が高まるのではないかと、より理解がされていくのではないかと思ひ、本県において採水員という制度を導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

三河水・環境課副課長

指定採水員制度についてでございます。採水員制度とは、検査を効率化するために保守点検業者などにBOD検体の採水を委託する制度でございます。検査機関から委託を受けた浄化槽管理士、それを採水員と言うのですが、指定検査機関の検査員に代わってBOD検査のほか、そのBOD検査の採水をする、検体の採水を行うと。それと、簡単な外観検査、簡単な水質検査をそのときにやるというようなことになっております。本県では、法定検査の受検率が23年度、先ほど言われましたが44.6パーセント、24年度末においても45.3パーセントと、まだ半数に届かない状況でございます。これは、やはり未受検者のほうが多いということから、県民の不公平感があって受検率が上がらない要因の一つになっていると思われております。

また、保守点検と法定点検という二つの検査があるという指摘も多くて、県民の理解がその部分に得られていない状況にあるというところがございます。他県では、新潟県、栃木県のように、採水員制度の導入によって法定検査の実施が大きく上昇した例があり、環境省の資料によりますと、平成13年度から平成22年度の10年間での実施基数の伸びが大きい県、上位10県があるんですが、その中の6県が採水員制度を取り入れているというところがございます。本県においても、他県の先進事例を参考にしながら、採水員制度の導入について積極的に検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

長尾委員

それで結構だと思うんですが、採水員制度を導入した場合、今言ったように、1年間に1回義務付けられている清掃が幾ら、管理保守点検で年に3回とか、何回かの料金が幾ら、そして法定検査で1年に1回5,000円とかね。そういう金額があるわけですけども、もしこういう採水員制度というものを導入した場合、その浄化槽に係る家の負担というのは、採水員制度というものを入れても変わらないのか、変わるのか。この点が、ちょっと導入に当たっては気になるところで、これがどうなのか。

もう一つは、従来、清掃と保守点検と法定検査の三つが、違う団体だからある意味牽制し合っていて、例えば保守点検の業者が法定検査もやるようになれば、もしいいかげんな保守点検をやって、その業者が法定検査もいいかげんにやっちゃうみたいな懸念もあるわけです。この点についてどうなのか教えてもらい、既に14県実施している中でそのことが問

題なければ、ぜひこれ私は採水員制度を早急に導入すべきだと、このように思うのですが、この点について懸念はいかがでしょうか。

三河水・環境課副課長

採水員制度を導入して、人件費等検査料が安くできるのではないかとということでございます。採水員制度を導入しても、検査を効率化するというところでございまして、BOD検査自体は従来どおりやるような形になります。法定検査における水質検査の費用のほとんどはBOD検査に占められておりまして、今言いました5,000円の検査料でございまして、そのうち約3,000円がBOD検査料でございまして、検査経費が大幅に削減というわけにはいかないと考えております。また、指定検査機関の交通費や人件費などの経費は削減できたとしても、その検査機関からの採水員に対して、検体の送料や採水の手数料等を支払う必要が出てきますので、その分から考えますと、法定検査料を直ちに値下げするというようなわけにはいかないのかなということでもあります。ただ同じ人が検体を採ると、一緒の時に保守点検業者が2回分やるような形になりますので、回数自体は減るようなかつこうで、良くなるのかなあと考えております。

それと、もう一つなんです、採水員制度のデメリットの面でもあるんですが、ちょっと研究しなければならないのですが、保守点検業者がBOD検査の以外のほとんどの代行を実施するということになります。それで、信頼性を確保する、担保するためのシステムというのがやはり要るようになるのかなと思われまして、その部分については、これから研究していきたいなと思っておりますので、そういうことが基本的に適正な採水員が適正な検体の採水を実施するということが、基本原点になりますので、そのところは研究していきたいと思っております。以上でございます。

長尾委員

基本的には、家が負担する金額が増えるというんだったら問題があるけれども、それが増えないということが基本で、できれば少しでも安くなるのが望ましいと思っておりますので、それを研究して関係者との調整をやっていただきたい。法定検査の技術センターの職員というのは40から50名くらいのものでしょうから、県下の点検業者が150名、50社程度あると思うんで、そこに管理士が数名いて、その管理士の皆さんが、よりレベルアップして、全県下的な浄化槽の管理のレベルアップを図れることができれば、非常にいいことだと思います。このことについて、これを導入するとなると、大変な関係者の御理解と御努力が要るし、今度水管理は県土整備部が一本化したわけでありまして、今の副課長の議論を聞いた上で、今日は県土整備部長がいないので、県土整備部長に代わって副部長の決意をお伺いしたいと思います。

田尾県土整備部副部長

ただいま、長尾委員から、まず一つは認証システムのこと、それから災害協定のこと、そして採水員制度の導入のこと、大きくはこの3点の御提言、御意見を賜りました。委員が冒頭にお話されましたように、徳島県は、非常に優れた水環境の中で我々は生活を営んでいる。一方で、残念ながら汚水の処理ということについては、例えば、汚水処理人口普

及率という指標がございますが、これが51.1パーセントということで、全国的にも極めて低い、全国最下位である。そういった状況から脱するためにも、委員が今ほどお話されましたように、本年度県土整備部の中に、公共下水、それから集落排水、浄化槽、これを合わせて所管する水・環境課を設置したところでございます。こうした意識の下に、これからより具体的な成果を上げていくためには、今、委員から御提言いただきました大きくは3点のこと、こういうものに積極的に取り組んでいきたいと考えております。もちろん、先ほど担当副課長から申しましたように、様々な隘路、それから業者だけではできませんので、関係団体への協議、いろいろこれからやらなければならないことはたくさんございます。

さらに、浄化槽ということになれば、まずは個人の方が設置していただくか、この頃は市町村設置型の浄化槽というのもございます。市町村設置型の浄化槽の場合ですと、個人の方が設置をされるよりは、随分と個人の負担が少なくて済むという状況がございますので、いろんな状況を考え合わせまして、知恵と工夫を凝らして、徳島県内の汚水処理の人口普及率を上げてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。以上です。

長尾委員

ぜひ、今副部長から答弁があった、私が今日提案した3点を、それぞれ取り組んでいただきたいと思いますが、法定検査の不公平感をなくすという意味では、この指定採水員制度をよく研究していただいて、早期に導入を図ってもらいたいと思うし、課長のほうからは、導入するというニュアンスの答弁がございました。ぜひ、この法定検査の44パーセント台を、少なくとも新潟県の70パーセント台にもっていくというような目標設定も検討していただきたいと思うし、また災害協定については、これはもう関係団体の調整が必要だと思っておりますが、早く取り組んでいただきたい。

また、岐阜県のようなシステムは一朝一夕にはできるとは思わないが、標準契約書を作ったことは大きな第一歩だと思うので、これから一つ一つ地道に先進事例を研究して、本県の水環境、今回今日、こういう四つの方向性というのが出たわけでありますから、「生物多様性とくしま戦略」に出ている項目もありますので、具体的にここを進めていくということで、関係者の連携等、前向きな取組を要請して終わります。

児島委員長

それではほかに質疑はございませんか。

（「ございません」と言う者あり）

それでは、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、8月20日と21日の二日間の日程で、環境施策に係る先進的な事例等を調査するため、関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時37分）